

にっしん市民環境ネット設置要綱

平成14年7月19日

要綱 第73号

(設置)

第1条 日進市環境基本計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、市民、事業者、行政のパートナーシップにより、本市における総合的かつ体系的な環境の保全及び創造に関する施策の実効的な推進並びに環境を通したより望ましいまちづくりの推進を行うため、にっしん市民環境ネット(以下「市民ネット」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民ネットは、次に掲げる事項について各種の環境政策に対する調査、提言を行う。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 環境を通したまちづくりに関すること
- (3) 環境の保全及び創造に関する施策並びにその進行管理に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 市民ネットの委員は次に掲げる者のうちから公募により募集し、市長が選任する。

- (1) 市内在住者
- (2) 市内在勤者
- (3) 市内在学者

(委員)

第4条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

2 委員に対する謝礼は、報奨金として予算の範囲内で支給する。

(推進体制)

第5条 市民ネットにその目的を達成するため、次に掲げる会を置き、市職員で構成する日進市環境まちづくり研究会と共働して計画策定等を進める。

- (1) 全体会 委員全員により、計画全体に関わる事項を検討及び決定を行う会とする。
- (2) 合同分科会 委員全員により、分科会の各専門分野別の事項について検討及び決定を合同で行う会とする。
- (3) 分科会 委員が専門分野別に分かれて検討及び決定を行う会とする。

2 前項の計画策定等を進めるため、市民ネットの委員及び日進市環境まちづくり研究

会の委員で構成する日進市環境基本計画運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

3 運営委員会においては、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画策定等における全体的な活動の進め方及び運営の方法等の決定
- (2) 分科会の新設、増設及び改廃等の決定
- (3) 分科会活動の全体に関わる連絡調整
- (4) その他計画策定等に必要事項
(会議)

第5条 市民ネットの会議とは、全体会議、合同分科会会議、分科会会議及び運営委員会会議並びに計画策定に必要な学習活動、現地調査及び視察等をいう。

2 市民ネットの会議は、委員の2分の1以上の出席により成立する。

3 市民ネットの議事は、十分な議論を尽くしたうえで決し、決定された事項については、委員全員が尊重するものとする。

(事務局)

第6条 市民ネットの事務局を産業環境部水と緑の課及び環境課に置き、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 市民ネットに関する庶務は、産業環境部水と緑の課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、運営委員会において決定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

日進市告示第 号

にしん市民環境ネット設置要綱をここに公布する。

平成14年 月 日

日進市長 佐 護 彰